

司法制度調査会規則

(昭和二十四年十二月三日規則第五号)

改正 昭和三五年 二月二〇日

同 三八年 四月二〇日

同 四八年 五月 八日

平成 五年 五月 七日

同 一三年一月二〇日

第一条 日本弁護士連合会司法制度調査会（以下調査会という。）は、百五人以内の委員をもって組織する。

第二条 委員会に委員長及び副委員長十一人以内を置く。

第三条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、

副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第四条 調査会は、委員長が招集する。

第五条 調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、

可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第六条 調査会は、弁護士及び弁護士法人の事務その他司法事務に関して官公署に建議する必要を認めるときは、すみやかに、その案を具え、理由を付して日本弁護士連

- 1 -

合会（以下連合会という。）に報告しなければならない。

第七条 調査会は、必要と認めるときは、委員、弁護士その他の学職経験ある者を指定又は委嘱して司法制度の改善進歩、法令運用の監視是正に関する調査研究をさせることができる。

第八条 調査会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員二人以上がこれに署名押印して連合会に保存するものとする。

附 則

この規則は、昭和二十四年十二月三日から施行する。

附 則（昭和三五年二月二〇日第六条、第八条改正）

この規則は、昭和三十六年五月二十七日から施行する。

附 則（昭和三八年四月二〇日第二条改正）

この規則は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和四八年五月八日第一条改正）

この規則は、昭和四十八年五月八日から施行する。

附 則（平成五年五月七日第一条改正）

この規則は、平成五年五月七日から施行する。

附 則（平成一三年一月二〇日規則第七十九号

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第六条改正）

- 2 -

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。